

第8章 配慮書の案から配慮書への主な修正点

第8章 配慮書の案から配慮書への主な修正点

本事業の計画段階環境配慮書の案の記載事項について検討を加え、計画段階環境配慮書において行った主な修正内容は、表 8.1 に示すとおりである。

表8.1(1) 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容

計画段階環境配慮書の案の頁	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書の頁	計画段階環境配慮書																																																																																																		
3-1	また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県東郷町、日進市、みよし市及び豊田市の全域を範囲とした。	3-1	また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県愛知郡東郷町、日進市、みよし市及び豊田市の全域を範囲とした。																																																																																																		
3-120	表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準 (略) 出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）	3-120	表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準 (略) 出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号） 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環大企第 143 号） 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号） 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和 53 年環大企第 262 号）																																																																																																		
3-132	表 3.2.26 道路交通振動に係る要請限度 (略) 出典：「振動規制法施行規則」 「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年愛知県告示第 1049 号） 「振動規制法の規定に基づく特定工場・特定建設作業、道路交通振動の区域の区分及び時間の区分」（平成 24 年日進市告示第 81 号） 「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定」（平成 24 年みよし市告示第 13 号） 「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 63 号）	3-132	表 3.2.26 道路交通振動に係る要請限度 (略) 出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年總理府令第 58 号） 「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和 52 年愛知県告示第 1049 号） 「振動規制法の規定に基づく特定工場・特定建設作業、道路交通振動の区域の区分及び時間の区分」（平成 24 年日進市告示第 81 号） 「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定」（平成 24 年みよし市告示第 13 号） 「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 10 年豊田市告示第 63 号）																																																																																																		
3-135	表3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川）ア <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 類型</th><th>利用目的の 適用性^{注)}</th><th>水素イ オン濃 度 (pH)</th><th>生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)</th><th>浮遊物 質量 (SS)</th><th>溶存酸 素量 (DO)</th><th>大腸菌 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>A</td><td>水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げる るもの</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>B</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>C</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>D</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の 適用性 ^{注)}	水素イ オン濃 度 (pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 数	AA	(略)						A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げる るもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	B	(略)						C	(略)						D	(略)						E	(略)						3-135	表3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川）ア <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 類型</th><th>利用目的の 適用性^{注)}</th><th>水素イ オン濃 度 (pH)</th><th>生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)</th><th>浮遊物 質量 (SS)</th><th>溶存酸 素量 (DO)</th><th>大腸菌 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>A</td><td>水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げる もの</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>B</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>C</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>D</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の 適用性 ^{注)}	水素イ オン濃 度 (pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 数	AA	(略)						A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げる もの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	B	(略)						C	(略)						D	(略)						E	(略)					
項目 類型	利用目的の 適用性 ^{注)}	水素イ オン濃 度 (pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 数																																																																																															
AA	(略)																																																																																																				
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げる るもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
B	(略)																																																																																																				
C	(略)																																																																																																				
D	(略)																																																																																																				
E	(略)																																																																																																				
項目 類型	利用目的の 適用性 ^{注)}	水素イ オン濃 度 (pH)	生物化 学的酸 素要求 量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存酸 素量 (DO)	大腸菌 数																																																																																															
AA	(略)																																																																																																				
A	水道 2 級 水産 1 級 及び B 以下の欄に掲げる もの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
B	(略)																																																																																																				
C	(略)																																																																																																				
D	(略)																																																																																																				
E	(略)																																																																																																				

表8.1(2) 計画段階環境配慮書の案の記載事項の主な修正内容

計画段階環境配慮書の案の頁	計画段階環境配慮書の案	計画段階環境配慮書の頁	計画段階環境配慮書																																																																																																																														
3-136	<p>表 3.2.30 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目 (湖沼))</p> <p>ア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目類型</th><th>利用目的の適用性</th><th>水素イオン濃度 (pH)</th><th>化学的酸素要求量 (COD)</th><th>浮遊物質量 (SS)</th><th>溶存酸素量 (DO)</th><th>大腸菌数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>A</td><td>水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるものの</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>B</td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>C</td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 (略) 注) (略)</p> <p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目類型</th><th rowspan="2">利用目的の適用性</th><th colspan="2">基準値</th></tr> <tr> <th>全窒素</th><th>全燐</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>II</td><td>水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるものの</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>III</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>IV</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>V</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目類型	利用目的の適用性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	AA	(略)						A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	B		(略)					C		(略)					項目類型	利用目的の適用性	基準値		全窒素	全燐	I	(略)			II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	III	(略)			IV	(略)			V	(略)			3-136	<p>表 3.2.30 生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目 (湖沼))</p> <p>ア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目類型</th><th>利用目的の適用性</th><th>水素イオン濃度 (pH)</th><th>化学的酸素要求量 (COD)</th><th>浮遊物質量 (SS)</th><th>溶存酸素量 (DO)</th><th>大腸菌数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>A</td><td>水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるものの</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>B</td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>C</td><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 (略) 注) (略)</p> <p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目類型</th><th rowspan="2">利用目的の適用性</th><th colspan="2">基準値</th></tr> <tr> <th>全窒素</th><th>全燐</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>II</td><td>水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるものの</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>III</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>IV</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>V</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目類型	利用目的の適用性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	AA	(略)						A	水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	B		(略)					C		(略)					項目類型	利用目的の適用性	基準値		全窒素	全燐	I	(略)			II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	III	(略)			IV	(略)			V	(略)			3-137	また、特定事業場からの排水が 50m ³ /日を超える場合には、表 3.2.33 に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。	3-137	また、特定事業場からの排水が 50m ³ /日以上の場合には、表 3.2.33 に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。
項目類型	利用目的の適用性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数																																																																																																																											
AA	(略)																																																																																																																																
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																											
B		(略)																																																																																																																															
C		(略)																																																																																																																															
項目類型	利用目的の適用性	基準値																																																																																																																															
		全窒素	全燐																																																																																																																														
I	(略)																																																																																																																																
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)																																																																																																																														
III	(略)																																																																																																																																
IV	(略)																																																																																																																																
V	(略)																																																																																																																																
項目類型	利用目的の適用性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数																																																																																																																											
AA	(略)																																																																																																																																
A	水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																											
B		(略)																																																																																																																															
C		(略)																																																																																																																															
項目類型	利用目的の適用性	基準値																																																																																																																															
		全窒素	全燐																																																																																																																														
I	(略)																																																																																																																																
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。)、水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるものの	(略)	(略)																																																																																																																														
III	(略)																																																																																																																																
IV	(略)																																																																																																																																
V	(略)																																																																																																																																